

令和3年度
大学発イノベティブ・ベンチャー創出事業

大学発ベンチャー創出・育成プログラム
試作開発等支援（研究委託型）

応募要領

令和3年12月

主催： 福島県
共催・運営管理： アカデミア・コンソーシアムふくしま
候補者発掘プログラム(*)委託先： 株式会社リバナス

(*)福島テックプランター

令和3年度 大学発イノベティブ・ベンチャー創出事業
大学発ベンチャー創出・育成プログラム
試作開発等支援(研究委託型) 応募について
(令和3年12月)

1. 目的

大学発ベンチャーの創出促進を目的として、研究成果と事業化との間のギャップを埋めるための試作品の開発、仮説検証のためのデータや、PoC (Proof of Concept: 概念実証) を得るための研究(プロジェクトと言う。)について、アカデミア・コンソーシアムふくしま(以下ACF)がACF正会員機関に所属する研究者等に委託しその資金を助成する。

2. 事業概要

(1) 内容およびスケジュール

福島県より令和3年度大学発イノベティブ・ベンチャー創出事業を業務受託したACFが、今後の事業展開を加速する計画の提案をACF加盟機関の研究者等から募り、提案内容を審査したうえで採択案件を決定・通知する。

ACFは、採択先となる研究者等に対して必要に応じて事業計画等の改善に関する助言指導を行う場合がある。

採択案件については、研究委託契約締結後、計画に従って事業化に必要な試作開発等を実施し、事業終了までに実績報告書(すべての関係する経費の領収書を添付した会計報告を含む)を提出する。

また、採択された研究者等は事業終了後、3年間はACFが実施する定期的な事業化状況の確認などに協力するとともに、試作成果物をその間保管し、ACF事務局の求めに応じて現物を提示するものとする。

(当支援事業の流れ)

- | | |
|----------------------------|-----------------------------|
| ① 試作開発等支援(当支援事業)への応募 | ◇応募者→ACF |
| ② 応募書類の審査および採択決定・通知 | ◇ACF→被採択者(採択通知後、呼称変更) |
| ③ 見積書(経費詳細と積算)提出 | ◇被採択者→ACF |
| ④ 見積書の精査および研究委託契約書の締結 | ◇ACF=受託者(契約締結後、呼称変更)の所属する機関 |
| ⑤ 委託研究費の概算払い請求 | ◇受託者の所属する機関→ACF |
| ⑥ 委託研究費の概算払 | ◇ACF→受託者の所属する機関の口座へ振込 |
| ⑦ 計画の実施(定められた期間内実施完了) | ※受託者にて実施 |
| ⑧ 実績報告書提出(会計報告及び経費領収書添付必須) | ◇受託者→ACF |

(2) 事業規模

本事業では下記の2類型にて、試作開発等支援として資金を助成する。

A類型：プロトタイプ試作・施行等による実証の支援に1件あたり、総額100万円(税込)を上限として、5件程度を採択して委託する。

B類型：量産および事業化前の商品試作やサービス試行を行うにあたり、総額200万円(税込)を上限として、1件以内を採択して委託する。

(3) 事業スケジュール

本事業は、下記のスケジュールおよび期限にて実施する。

- 応募 令和3年12月1日(水)~12月14日(火)17時
- 採択先の決定・通知 令和3年12月17日(金)
- 「見積書」提出期限 追って採択者に連絡
- 研究委託契約締結期限 追って採択者に連絡
- 事業終了・実績報告書提出期限 令和4年3月4日(金)

3. 提案の募集について

(1) 応募条件

① 対象者

下記(ア)～(ウ)のいずれかであること。

(ア) 令和3年度の福島テックグランプリのエントリー者であること。

(イ) 応募時点でACF加盟機関に所属する学生、大学院生、および教職員であること。

(ウ) 平成30年度から令和2年度の福島テックグランプリのエントリー者であり、類似案件で既にリーディング起業家創出事業における試作開発、研究開発、市場調査支援を受けていない者であること。

② 委託研究費は所属するACF加盟機関もしくは法人の口座に支払うことに限定することから、応募者と所属元で研究受託体制が、委託契約締結までに整えられていること。

③ ACF加盟機関を離れている場合は、平成31年度から令和2年度の福島テックグランプリのエントリー者で、既に法人化しており、福島県内に登記をしている法人に限る。

④ ACF加盟機関を離れ、法人化していない個人については対象外とするが、個人事業主として業を営んでいる実態を証拠によりACFが認めることができればこの限りとしない。

⑤ 将来に渡っても福島県内での事業展開を予定している者であること。

⑥ 過去に同様の内容で、他の助成金、補助金、委託等を受けていないこと。また本事業委託期間中に他のそれを受ける予定がないこと。

(2) 申請内容の範囲

申請者自身が進めている研究について、今後の事業化を加速する試作開発等の研究。

(3) 対象経費

① 備品費、原材料/消耗品費、設備等借料など、専ら当該計画の実行に必要な経費を対象とする。当該計画以外にも使用するものは対象外とする。

② ACFとの研究委託契約締結日以降に発注され、事業終了日もしくは実績報告書提出期限までに支払いが完了している経費であること。

③ 研究受託者宛てに発行された見積書、注文書もしくは契約書、納品書、請求書、領収書（もしくは該当の部分が記載された通帳の写し）が、時系列で経費項目ごとに整理保管されていること。

④ 対象経費の支払は他の経費と可能な限り混合払いをせず、対象経費のみの領収書等となっていること。混合払いとせざるを得ない場合は支払い通知書等にその内訳明細が記されていること。

⑤ 実績報告書に含まれる経費明細書、会計報告書等において上記③の証拠帳票や書類の金額が経費項目ごとにすべて整合しているものであること。

(4) 県内発注

本事業に必要な購入等を行う際は、福島県内事業者へ発注するよう努めるものとする。

(5) 選考方法

① アカデミア・コンソーシアムふくしま事務局に審査会を置く

② 書類審査を基本とするが、必要に応じてオンライン等を用いた面談を行う場合がある。

(6) 注意事項

① 不正行為があった場合の対応

本事業の申請、採択、実施、報告等に際し、虚偽、他事業への流用などに不正が認められた場合には、委託研究費の全部又は一部を返還させる場合がある。

また法律に抵触するなど悪質な場合は、告訴・告発する場合がある。必要があれば民事訴訟を提起する場合がある。

② 関係機関による調査協力

ACF 事務局による必要な調査および 県や会計検査院等関係する機関の調査には、その求めに全面的に協力すること。

③ 知的財産について

本事業における知的財産権については国の産業技術力強化に対する理念に則り日本版バイ・ドール規定を準用するものとする。具体的には産業技術力強化法第 19 条第 1 項各号に定める事項を、研究者やベンチャーが遵守することを条件として、本事業の実施によって研究者やベンチャーが得た知的財産権を、研究者やベンチャーから譲り受けないものとする。

④ 財産処分の制限等

- (ア) 受託者は委託業務の実施に伴い取得した財産については善良な管理者の注意を持って管理するとともに、委託業務の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。
- (イ) 受託者は委託業務の実施に当たり受託者が所有または賃貸する設備、機械・器具及び備品（以下「機器等」という）を使用することを原則とする。なお機器等の管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録すること。また、受託者は機器等を転借してはならない。
- (ウ) 委託業務の終了等により財産の処分が発生する場合には、ACF の承認を受けなければならない。なお委託業務の実施に伴い取得した全ての財産について、売り払いにより収入があったときは、ACF に納付しなければならない。
- (エ) 委託業務の実施に伴い取得した財産のうち、ACF が指定したものについては、受託者はこれを ACF に返還するものとする。
- (オ) 財産処分の制限期間は 5 年間とする。

4. 応募について

(1) 応募書類の内容

様式第 1 の通り

応募書類（1 枚目）

1. 応募内容

- ① 応募者概要
- ② これまでの成果、現状の問題点
- ③ 試作開発等の計画
- ④ これまでに受けた助成金、補助金、委託等についての申告

2. 経費内容

別表に記入のこと

(2) 提出期限

令和 3 年 12 月 14 日（火）17 時必着

(3) 提出方法

原本 1 部を「5. 問い合わせ先」に記載した住所まで郵送（12 月 14 日（火）必着）すること。また、応募書類データを PDF 化したもの、ならびに様式第 1 の押印済原本のスキャンデータを添

付して本受付 e-mail アドレス acf-info@adb.fukushima-u.ac.jp まで送付すること。

(4) 応募書類の受理ならびに不備への対応

応募書類の受理は応募書類を添付したメールへの返信によって通知するものとする。軽微な修正事項については対応を検討するが、応募書類に重大な欠陥が認められた場合は不受理とする。

(5) 選定方法

ACF 事務局が設置する審査会を経て採択先を選定し福島県の承認を得て決定するものとする。

(6) 審査基準

- ① 本事業の趣旨ならびに応募条件に適合するか
応募者ならびに応募内容が、本事業の趣旨ならびに「3. (ア) 応募条件」に記載した要件を満たしているか（満たしていないと判断された場合には、審査の対象とならない）
- ② 想定する事業が、社会課題の解決に資するか
- ③ 計画の具体性ならびに妥当性があるか
- ④ 本事業の執行に必要な実施体制を構築しているか

(7) 採択先の通知および公表について

採択先の通知は審査結果が決定した段階でメールによって行う。また後日採択について ACF が運営するウェブサイト等において採択者名、事業名および事業概要を公表する場合がある。

(8) 支払について

委託研究費の支払いについては受託者において、所属する ACF 加盟各大学等との調整の上、指定口座に研究委託契約締結後銀行振り込みにて支払うこととする。

被採択者が、所属していた ACF 加盟大学から離れた場合等の取り扱いは、別途 ACF との間で必要な手続きを確認の上、実施するものとする。

なお個人口座への支払いは行わない。

(9) 提出書類

会計報告および実施報告を含む実績報告書（様式第 2）を令和 4 年 3 月 4 日（金）までに提出しなければならない。

(10) 実績報告書の確認と精算、返還等

実績報告書（会計関係を含む）の確認により、概算払（前払い）委託研究費に未使用の残金がある場合は、精算にて返還を求める。

また、ACF 事務局および県による確認において、受託者が提出した実績報告書に疑義がある場合や、委託研究費の使途、領収証の不備がある場合には、委託研究費の一部もしくは全部を返還する義務を負う。

5. 問い合わせ先

アカデミア・コンソーシアムふくしま事務局

住所： 〒960-1296 福島県福島市金谷川 1 番地（福島大学内）

e-mail： acf-info@adb.fukushima-u.ac.jp

担当： 加藤 電話 024-548-5293（統括）

渡邊／菅野（すげの） 電話 024-548-5295（事務）

以上